

お客さま 各位

東春信用金庫

《「未利用口座管理手数料」の適用対象口座の変更、および預金規定改正のお知らせ》

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和2年4月1日以降に新規開設の普通預金口座に対して、「未利用口座管理手数料」を導入させていただいておりますが、令和4年9月1日(木)に総合口座取引規定・普通預金(決済用普通預金[無利息型]を含みます)規定・貯蓄預金規定を改正し、すべての普通預金(総合口座を含む)・貯蓄預金口座に対して、未利用口座管理手数料の適用をさせていただきます。

本手数料は、長期間ご利用のない状態となった口座に対して管理コストをご負担いただくものであり、常時の入出金や口座振替等でご利用いただいているお客さまの口座が対象となることはありません。

記

1. 対象となる預金口座の変更内容

変更前	令和2年4月1日以降に開設いただいた普通預金口座
変更後	全ての普通預金口座(総合口座取引を含む)、および貯蓄預金口座 (令和2年3月31日以前に開設いただいた預金口座も含む)

※ 令和2年3月31日以前に開設された口座については、改正日(令和4年9月1日)から2年以上の預入れ、または払戻しのない場合に未利用口座の対象となり、手数料の引落しは令和6年9月以降となります。

2. 未利用口座の対象条件

本手数料の対象となる該当預金口座は下記①～⑤の条件の全てを満たす口座となります。

- ① 全ての普通預金口座、および貯蓄預金口座。(盗難・紛失等によりご利用が停止となっている口座、スマホ口座も対象となります)
- ② 最後の預入れまたは払戻しのご利用(本件手数料の払戻しは除く)から2年以上、一度もご利用が無い普通預金口座、および貯蓄預金口座。
- ③ 該当預金口座の残高が1万円未満であること。
- ④ 同一支店にて他に預り金融資産(定期性預金・国債・投資信託等)がないこと。
- ⑤ 同一支店にて、お借入れがないこと。(ご利用のないカードローン契約口座も含みます)

3. 変更日

令和 4年 9月 1日(木)

4. 未利用口座管理手数料

年間 1,320 円 (消費税込み)

《未利用口座管理手数料のご案内について》

本手数料の対象となるお客様さまに対しては、お届けの住所に「ご案内」を送付させていただきます。(「ご案内」が到着しなかった場合でも、通常到着したものとみなします。) ご案内後、一定期間(約3ヶ月)経過後もお取引が無い場合は、未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

《口座の自動解約について》

残高不足により、引落しが不能となった場合は、未利用口座管理手数料の一部とさせていただきます、口座を解約させていただきます。なお、ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、解約口座の再利用には応じかねます。

預金規定改正のお知らせ

(1) 総合口座取引規定・普通預金規定の改正 (改正日:令和4年9月1日)

新旧対照表 (下線部分を追加、取消線部分を削除)

改正後	改正前
総合口座取引規定	総合口座取引規定
<p>23.(未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(2) 未利用口座となった場合は、<u>文書にてお届けのご住所にご案内させていただきます。ご案内後、一定期間経過後も所定のご利用が無い場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合(残高が 0 円の口座を含みます)、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、お客さまに通知をすることなく、この口座を解約することができますものとしてします。</p> <p>(6) 省略</p>	<p>23.(未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 令和2年4月10日以降に開設した普通預金口座は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとしてします。</p> <p>(6) 省略</p>
普通預金規定 (決済用普通預金〔無利息型〕を含む)	普通預金規定 (決済用普通預金〔無利息型〕を含む)
<p>20.(未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(2) 未利用口座となった場合は、<u>文書にてお届けのご住所にご案内させていただきます。ご案内後、一定期間経過後も所定のご利用が無い場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合(残高が 0 円の口座を含みます)、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、お客さまに通知をすることなく、この口座を解約することができますものとしてします。</p> <p>(6) 省略</p>	<p>20.(未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 令和2年4月10日以降に開設した普通預金口座は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとしてします。</p> <p>(6) 省略</p>

(2) 貯蓄預金規定の追加改正（改正日:令和4年9月1日）

新旧対照表（下線部分を追加）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">貯蓄預金規定</p> <p>21.<u>(未利用口座管理手数料)</u></p> <p><u>(1) 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。</u></p> <p><u>(2) 未利用口座となった場合は、文書にてお届けのご住所にご案内させていただきます。ご案内後、一定期間経過後も所定のご利用が無い場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u></p> <p><u>(3) この預金口座が未利用口座になった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。</u></p> <p><u>(4) 前 3 項で引き落とした未利用口座管理手数料は返却しません。</u></p> <p><u>(5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合(0 円の口座を含みます)、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、お客さまに通知をすることなく、この口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>(6) 解約された口座の再利用はできません。</u></p> <p>22. (規定の変更)</p>	<p style="text-align: center;">貯蓄預金規定</p> <p><(未利用口座管理手数料)を追加></p> <p>21. (規定の変更)</p> <p><(未利用口座管理手数料)条番繰下げ></p>

ご不明な点におきましては、お取引店までお問合せ下さい